

【目的】

高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアを推進することを目的とする。

【これまでの経緯】

平成18年度の地域支援事業の創設に伴い、東広島市直営の地域包括支援センターとして、市内6か所に設置。令和3年度から委託化を進め、令和5年度には全圏域の地域包括支援センターを地元法人等へ委託した。

【業務内容】**☆地域支援事業****Ⅰ 包括的支援事業****(ア) 地域包括支援センターの運営****○ 総合相談支援業務**

地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるように、総合相談、実態把握等で必要な支援を把握し、適切なサービスや機関、制度等の利用につなげる支援を行うとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築を図る。

○ 権利擁護業務

権利擁護の視点に基づき、「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の活用のための支援を行うほか、高齢者の虐待防止、消費者被害防止のために関係機関との連携・協力を努めるとともに、必要な知識の普及啓発等を行う。

○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者一人一人の状況に応じ、様々な支援を組み合わせ、継続的にフォローアップするため、医療機関、ケアマネジャーとの連携や、地域を基盤とした在宅と施設の連携を図り、支援体制を構築する。

○ 第Ⅰ号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)

要支援認定者及び事業対象者に対し、介護予防及び日常生活

支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助(ケアプラン作成含む)を行う。

(イ) 社会保障充実分

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業との連携
- 認知症総合支援事業
- 地域ケア会議推進事業

2 介護予防・日常生活支援総合事業**(ア) 介護予防・生活支援サービス事業****(イ) 一般介護予防事業****☆指定介護予防支援業務**

予防給付の対象となる要支援認定者に対し、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、ケアプランを作成するとともに、適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行う。

☆多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築**【地域包括支援センターの機能強化】**

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域に密着した地域包括支援センターを目指して、圏域の地域包括支援センターを地元法人等への委託により設置するとともに、市役所内には令和3年度から直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援できるよう機能強化を図ってきた。

令和5年度からは、黒瀬圏域においても社会福祉法人による委託運営を開始し、市内全圏域において機能強化の体制が整った。

東広島市地域包括支援センター運営事業の概況(2)

【機能強化の内容】

- 高齢者総合相談窓口としてワンストップで対応し、医療、介護、福祉などの関係機関と連携。
- 介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務など高齢者の暮らしを総合的にサポート。
- 市の直営時に比べ人員体制を拡充し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが互いに連携しながらチームとして地域の高齢者の暮らしを支援。
- 公平性・中立性の確認や困難事案へのサポートなどは、市直営の基幹型地域包括支援センターがコントロールタワーとして機能。また、介護保険法にもとづき地域包括支援センターの運営状況を評価。

【委託による機能強化の効果】

- 身近な場所で相談できるようになり、地域住民の利便性が向上した。
- 高齢者人口を反映した人員体制の拡充により、相談支援機能が向上した。
- 地域との関わりが密接となり、民生委員等関係者とのネットワークの構築に繋がった。
- 基幹型地域包括支援センターによる困難事案のサポート体制づくりを行うことができた。

【委託により設置した地域包括支援センター】

圏域名	委託先法人(設置場所)	委託開始年度
西条北	社会医療法人千秋会 (井野口病院3階)	R4年度
西条南	医療法人好縁会 (中央図書館バス停前)	R4年度
八本松	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会 (地域密着型特別養護老人ホームときわ内)	R3年度
志和	社会福祉法人みずほ会 (ケアハウスみずほ敷地内)	R4年度
高屋	社会福祉法人本永福祉会 (特別養護老人ホーム御菌寮内)	R4年度
黒瀬	社会福祉法人白寿会 (黒瀬支所南庁舎2階)	R5年度
北部(福富・豊栄・河内)	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 (福富支所1階)	R3年度
安芸津	社会福祉法人白寿会 (安芸津文化福祉センター2階)	R4年度

【配置職員】

担当圏域における第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、常勤・専任の専門職員として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1名以上配置。(R6.4月)

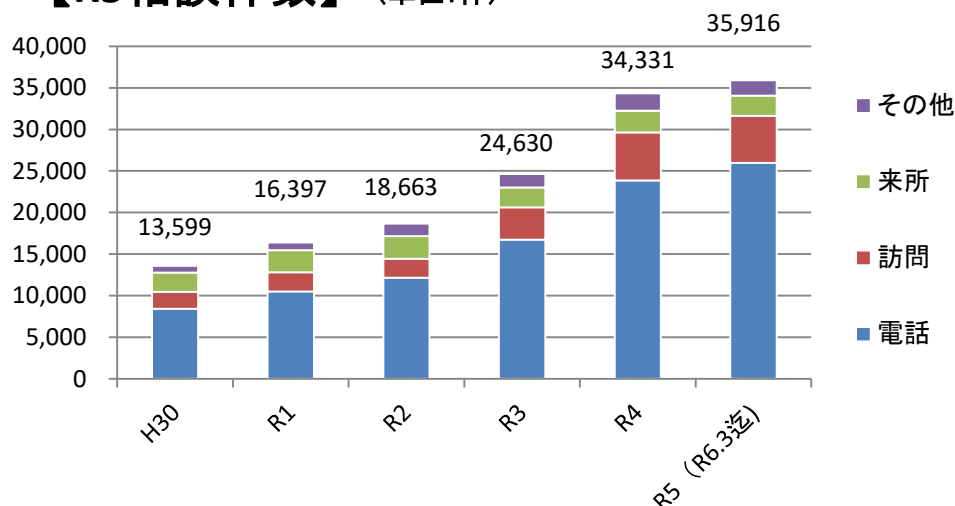
	高齢者数	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	三職種合計	プランナー
西条北	7,207	1	2	2	5	3
西条南	5,549	1	2	2	5	3
八本松	7,191	2	2	1	5	2
志和	2,717	1		1	2	1
高屋	8,713	3	1	1	5	3
黒瀬	7,348	2	2	1	5	2
北部(福富・豊栄・河内)	4,674	1	2	2	5	3
安芸津	3,835	1	1	1	3	1
合計	47,234	12	12	11	35	18

令和5年度東広島市地域包括支援センターの活動実績

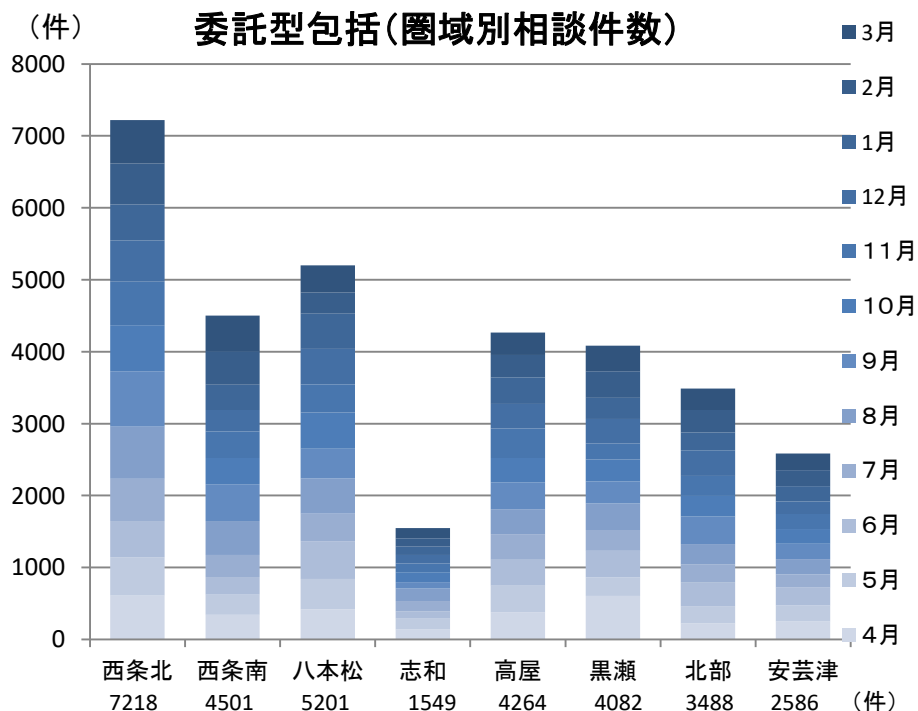
(I) 総合相談支援業務

- 相談件数は年々増加しており、委託地域包括支援センターが相談窓口として定着してきたことがうかがえる。
- 相談件数は西条北地域包括支援センターが最も多く、月平均600件余りの相談を受けている。
- 相談内容は、「介護保険サービス」が最も多く、全体の41%を占めており、例年と同様の傾向であった。
- 相談内容が複雑化、課題が複合化（複数の相談）しており、継続的な支援を要する事例が年々増加している。

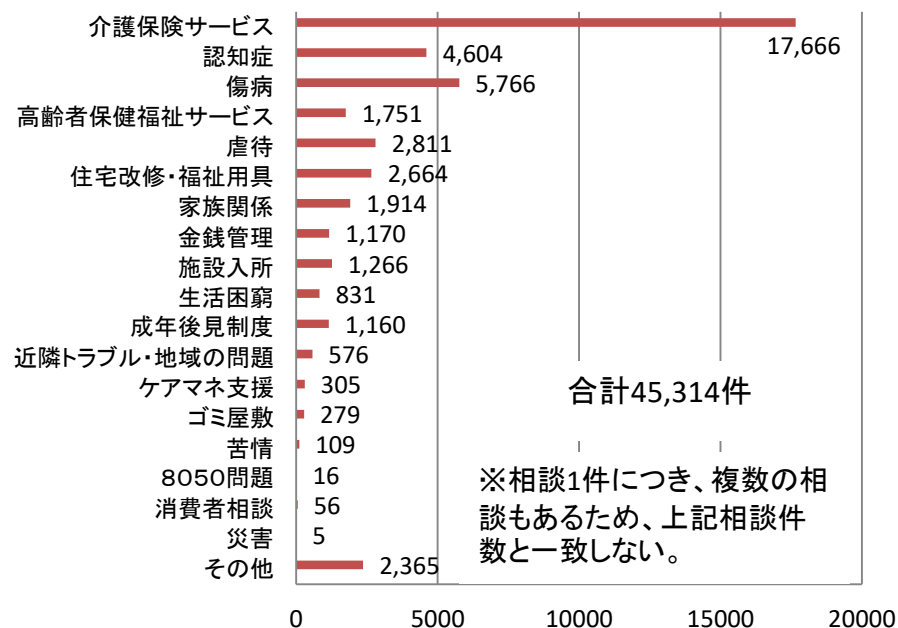
【R5相談件数】（単位：件）



委託型包括(圏域別相談件数)



【R5相談内容】（単位：件）



(2) 権利擁護業務

○ 権利擁護業務として、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用に向けた支援、消費者被害に関する相談対応を行っている。

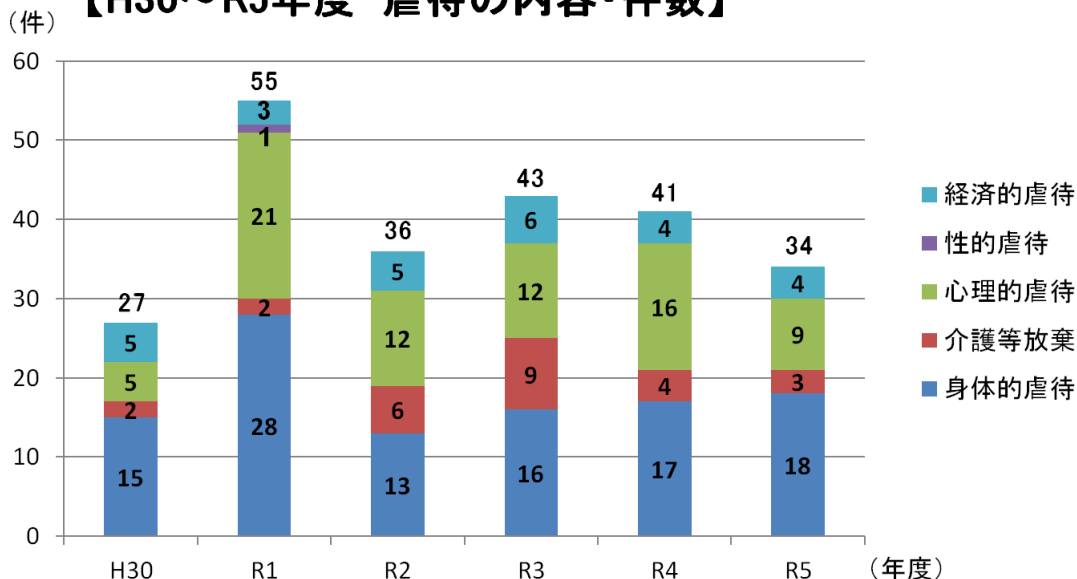
○ 高齢者虐待は高い水準で虐待通報が続いている。令和5年度の虐待発生要因としては、高齢者側の要因では認知症の症状があることや障害・疾病があること、介護を必要とする状態であることが割合として高く、また家族側の要因では介護疲れや介護ストレス、家族が孤立している状況であることや補助介助者がいないこと、家族が精神疾患があることなどがみられた。

その他、経済的困窮やアルコール依存、ケアサービスの不足など、さまざまな要因が重なりあって虐待が発生している。家庭の問題が複雑化・多様化する中で、虐待者以外の家族・親族の協力が求められない場合やキーマンとなる家族の不在によって虐待対応が長期化するケースがある。

○ 権利擁護業務に関する取組みとして、高齢者虐待の予防や虐待の早期発見に向けて、地域住民や医療・介護職員等を対象として出前講座や研修会を実施。その他成年後見制度の理解普及や消費者被害防止のための啓発活動も行っている。

○ 認知症の方や身寄りのない高齢者に対する支援を強化するために、権利擁護ステーション(中核機関)と連携している。

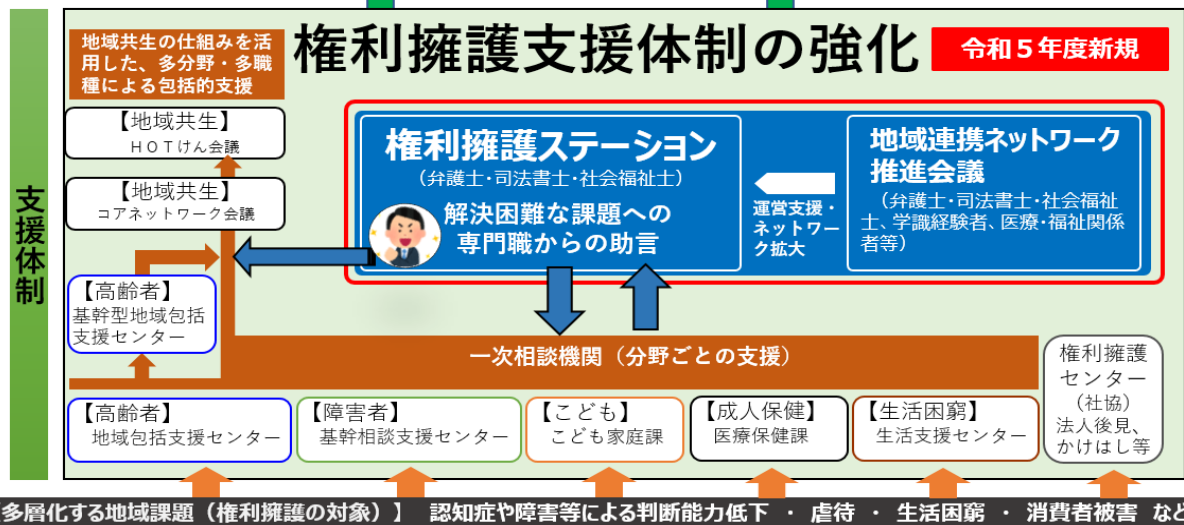
【H30～R5年度 虐待の内容・件数】



目指す姿

市民(権利擁護支援を必要とする高齢者、障害者、子どもなど)が誰ひとり取り残されることなく尊厳を持ち、その人らしい生活を送っている(Well-being)

一次相談機関の相談・支援対応力の向上



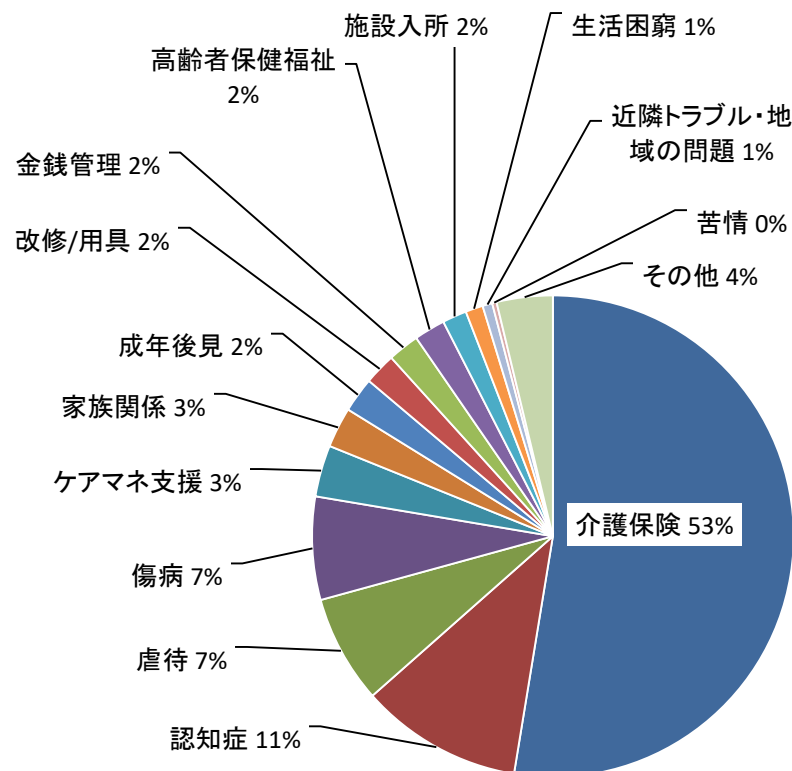
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

○ 介護支援専門員からの相談支援の内容は介護保険関係が53%を占めており、次いで認知症、傷病、虐待と続いている。
○ 年2回居宅介護支援事業所を訪問し、事業所の状況を把握するとともに、利用者支援における困りごとや地域の課題の把握を行っている。

○ 市内の居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員70人を対象とした交流会を年2回開催し、事例検討やスーパービジョン、介護予防支援業務に関する制度のこと、地域の社会資源等の共有を行っている。令和5年度は、アンケートで多くの要望が寄せられた障害分野との交流を実施。参加率は6割程度で推移している。

○ 介護支援専門員を対象に、介護予防ケアマネジメント研修会を開催し、介護予防ケアプラン作成におけるポイントや評価、担当者会議などの重点項目を中心に説明した。また、適切なケアマネジメント手法について周知することにより、ケアマネジメントの質の確保を図るために、令和5年度はzoomを活用したオンラインでの研修を開催した。

【R5介護支援専門員 相談支援の内容】



【ケアマネジメント研修会 参加者数】

R1年度	38
R2年度	45
R3年度	59
R4年度	117
R5年度	65

【主任ケアマネ交流会 参加者数】

R1	1回目	41人		R4	1回目	49人
R1	2回目	46人		R4	2回目	45人
R2	1回	43人		R5	1回目	41人
R3	1回目	51人	アンケート	R5	2回目	45人
R3	2回目	41人				

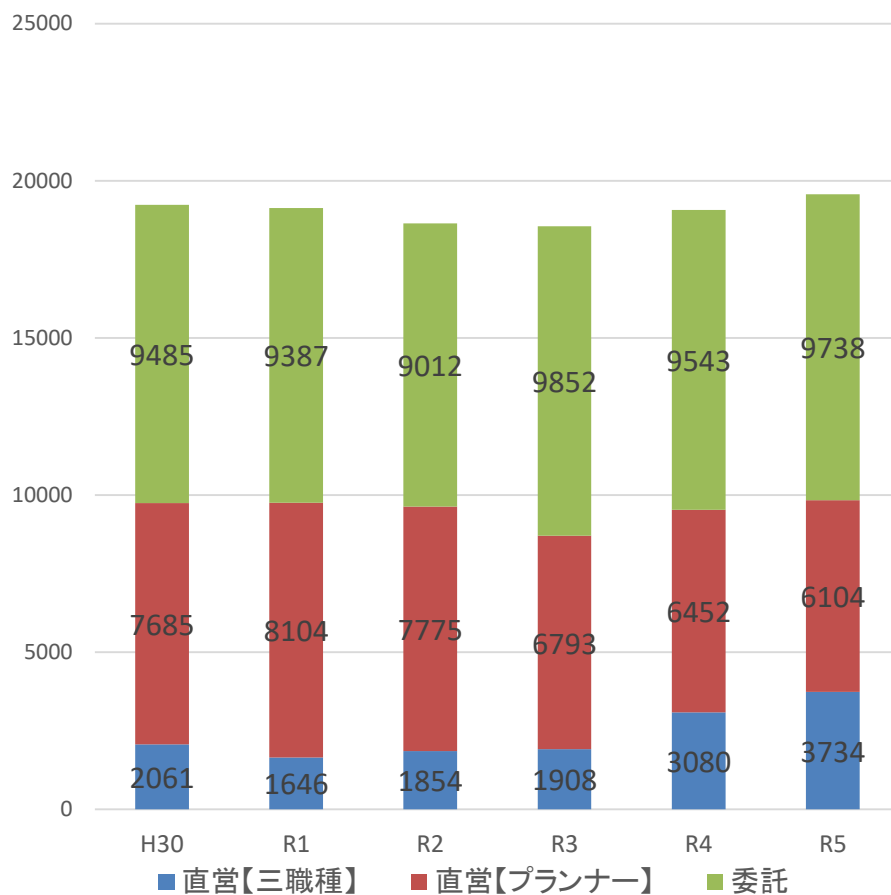
(4) 介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務

○ 運営方針にて、三職種のケアプランの担当上限数を設定。

⇒ 三職種：10件以下／人（上限）

○ ケアプラン作成数は年々増加しており、令和5年度は過去最高の実績数になっている。

R5【プラン作成実績(年間延数)】



R5【職員一人当たりの平均担当数】
(件/人)

